

四国中央市地域防災計画の修正の概要について

1 修正要因

- (1) 市の機構改革等によるもの
 - 災害対策本部の見直し
 - ・ 支部総括者の廃止、各支部への配置職員の縮小
 - ・ 班の細分化と部の設置
 - ・ 配備体制の見直し
 - 組織・役職の名称修正
- (2) 愛媛県水防計画の修正によるもの
- (3) 国の防災に係る指針によるもの
- (4) 災害教訓によるもの（災害対策本部の機能区分の整理、参集基準の見直し等）
- (5) 経年変化によるもの

2 計画の主要修正事項

(1) 共通事項

- ・ 市の機構改革に伴う組織・役職の名称修正
- ・ 国「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（内閣府、R6.12更新）」に基づく指定避難所において滞在する避難者の必要面積を $2\text{ m}^2/\text{人}$ から $4\text{ m}^2/\text{人}$ に修正

(2) 本編の修正事項

ア 第1編 総論

防災関係機関の組織名称等の修正（経年変化）

イ 第2編 風水害等災害対策編

○ 活動体制計画

配備体制を、災害対策本部の見直しに基づき、現行体制等を踏まえ整理

○ 災害対策本部の組織、事務分掌

支部総括者を廃止及び各支部配員の縮小により、広範多岐に及ぶ災害業務に対応するための班の細分化と、それを総括する部を設置

○ 避難誘導計画

水害の避難情報等の発令基準を、県の水防計画に基づき修正

ウ 第3編 地震災害対策編

○ 活動体制計画

- ・ 第2配備（すべての職員が参集）の参集基準を、震度5強から震度6弱に変更
- ・ その他「第2編 水害災害対策編」に同じ

エ 第4編 津波災害対策編

○ 活動体制計画

- ・ 「第3編 地震災害対策編」に同じ